

子 育 第 3617 号

平成 31 年 2 月 7 日

各市町村保育主管課長 様

大阪府福祉部子ども室

子 育 て 支 援 課 長

保育士登録の取消しに関する事務について

日頃から、本府保育行政の推進につきまして、御協力いただきお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月 22 日付け子育第 3858 号にて、禁錮以上の刑に処せられたこと等により、児童福祉法第 18 条の 5 に規定する欠格事由に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務の適正化を図るため、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布についてお知らせしたところです。

当該事務の適正な執行のため、勤務する保育士が逮捕される等欠格事由に該当するおそれが生じた場合、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者から大阪府あて報告いただきますよう、貴市町村管内の保育所、認定こども園その他の未就学児に関わる施設全般に広く周知をお願いします。

また、貴市町村において当該事案を把握した際は大阪府あて情報提供いただきますよう、よろしくをお願いします。

【連絡先】

担当 : 大阪府福祉部子ども室子育て支援課

認定こども園・保育グループ 安井・金田

電話 : 06-6944-6678

メール : kosodateshien-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp